

## 第13回蒲生干潟自然再生協議会議事要旨

### 日 時

平成22年3月13日(土) 午前10時から正午まで

### 会 場

中野コミュニティー・センター 大広間(千鳥1)

### 協議事項

- (1) 第3回環境教育・市民参加検討部会の開催結果について
- (2) 第4回管理計画検討部会の開催結果について
- (3) 第7回自然再生施設検討部会の開催結果について
- (4) 越波防止堤(潟奥海側)について

### 報告事項

七北田川河口部(蒲生地区)環境調査について

#### 1 開会

#### 2 会長挨拶

##### 【菊地会長】

本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

今年度から環境教育・市民参加検討部会が立ち上がり、前回の11月の協議会では、管理計画検討部会、自然再生施設検討部会と合わせて3つの部会から報告を受けているところである。

本日も、1月31日に開催された環境教育・市民参加検討部会、2月16日に開催された自然再生施設検討部会、2月20日に開催された管理計画検討部会それぞれから開催内容について報告がある。また、自然再生施設検討部会で協議した潟奥海側の越波防止堤についても別途説明してもらうこととなっている。

会議の終了時刻は12時を予定している。時間が限られているが、委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない意見と効率的な会の運営の協力をお願いしたい。

#### 3 協議事項(菊地会長が議長として議事を進行)

- (1) 第3回環境教育・市民参加検討部会の開催結果について

【環境教育・市民参加検討部会(熊谷部会長) 運営事務局(仙台市)】

資料-2-1～資料-2-4により説明。

##### 【片桐委員】

資料の内容は、ある程度の予算がないと実施できないと感じた。県は、蒲生干潟自然再

生事業に関連してどの程度の予算を計上しているのか。

環境教育ということであれば、中野小学校の取組みの関係もあるので、教育委員会と調整しながら進めたほうがよいと思う。

**【事務局（自然保護課）】**

県は、蒲生干潟自然再生事業の自然再生施設の整備を担っている。整備に当たっては、環境省の自然環境整備交付金と県予算を合わせて進めており、平成 21 年度は、主に導流堤海側の越波防止堤を整備するため、20 百万円程度の予算を計上しているところである。環境教育・市民参加に関することについては、各実施者が可能な範囲で取り組んでもらうことを考えており、県で予算化はしていない。

**【事務局（仙台市）】**

これから環境教育・市民参加検討部会で検討していく内容によっては、教育委員会や宮城野区役所を含めた市の様々な部署と関わり、調整していくことになる。また、必要に応じて、これらの関係機関にも自然再生協議会や環境教育市民参加検討部会に参加してもらいながら進めることも考えている。

環境教育や市民参加の取り組む経費については、各実施者に考えてもらうことが基本であるが、県や市以外にも補助のメニューがあるので、計画を検討するに当たっては、そういうものの活用を考えながら、実施可能なものを取り入れていくことを考えている。

**【片桐委員】**

仙台市から補助があるような回答であったが、計画が机上の空論になることが心配である。

仙台市も財政的に苦しいはずであり、県が主体となっている事業であると思うので、実施可能な範囲で計画を検討してほしい。

また、今後、区役所等を通じて市民に PR するということであるが、実施可能な経費を仙台市が確保できる状況となれば、全面的に協力する。

**【熊谷委員】**

この計画案は環境教育・市民参加検討部会で取り組むものではなく、協議会で取り組むものである。

これまでの市民活動を集め、今後 10 年間で実施可能なものとして記載したものであり、計画内容については、協議会の中で確認しながら進めていきたいと考えている。

また、県では、環境税の導入が予定されているが、少しでも環境教育に予算が配分されることを希望する。

なお、実際に実施する各団体は、苦勞しながら様々な補助等を活用しながら活動することとなると思われるので、今後、各方面の補助の内容について情報収集し、環境フォーラムせんだいのようなイベントを活用しながら蒲生について情報発信していくことを考えている。

【事務局（自然保護課）】

環境税については、2月定例県議会において、平成23年度導入に向け提案されており、環境教育もメニューのひとつとして位置付けられているところであるが、資料にあるようなイメージ的なものではなく具体的なものが無ければ予算化することは難しい。

また、助成金に関しては、国、県、市以外にも民間企業の助成金があり、県の関係団体でも活用しているところであるが、こういうものについては、情報が集まるので、情報提供したいと考えている。

(2) 第4回管理計画検討部会の開催結果について

【管理計画検討部会（郷右近部会長） 運営事務局（環境省）】

資料-3-1 ~ 資料-3-4 により説明。

【平山委員】

見慣れている小さい看板では、効果が無いので、日和山に設置しているような大きな看板で、区間1、区間3の最低2か所に設置する必要があると思う。昨日現地に行ったところ、地元でない人が、犬を放し飼いにしているのを目撃した。犬の放し飼いを防止することがとても重要であると感じた。

【片桐委員】

資料-3-3に記載のある「決められた場所」がどこなのか不明であるので、看板にその場所を明示するようにするべきである。

犬の散歩のマナーについては、仙台市の動物管理センターから看板をもらい設置したが、小さいため効果がないようであるので、大きな看板を設置するのがよいと思う。

蒲生町内会の土地に看板を設置するのであれば、無償で貸すことは可能であるので、看板の仕様や設置場所について具体的に検討してほしい。

また、動物の放し飼いについて、動物愛護関係の会議で話題になるのは、主にネコである。犬については、家庭につないでおくという認識が深まっているため特に話題にはならないが、市や県の条例でどういう取締りができるのか知っていれば回答願う。

なお、駐車場については、現在共有地は閉鎖しているが、利用する際に事前に連絡があれば協力することは可能である。

【事務局（環境省東北地方環境事務所）】

「決められた場所」については、文言だけが決まっており、具体的な場所は、資料-3-4の赤破線部分は特に支障ない場所としてとりあえず決めている段階であり、今後管理計画検討部会で検討していく予定であるので、このルールがすぐに看板になり設置されるわけではない。

犬の放し飼いについては、動物愛護管理法で禁止されているので、あえて記載していないだけであり、記載した方がよいとなれば、記載は可能である。

【片桐委員】

違反というのは知っているが、違反に対して県や市が取り締まる条例等があるのかということを知りたい。

**【事務局（自然保護課）】**

県としては仙台市を除いた区域を所管しているので、仙台市が対応することとなる。

**【事務局（仙台市）】**

違う部局で担当しているので、詳細については不明であるが、つながれていない犬の通報を受け、動物管理センターが捕獲するということになっていると思う。

**【片桐委員】**

動物管理センターだけか。

**【事務局（仙台市）】**

通報先が不明な場合は、交番、区役所等いろいろなところに連絡がいくことが考えられるが、情報伝達により、最終的には動物管理センターが対応することとなっている。

**【上原委員】**

利用ルールを作成することは重要であるが、強制力はないと思う。日常的に生物類を干潟全域で採取している人は、ルールを読まないと思うので、腕章をつけた人が注意することも必要であると思う。

歩行ルートとして示している赤線に河口範囲が含まれていないが、歩行ルートについては、理由を説明し、納得してもらう必要があると思う。

また、導流堤は通行しないこととしているが、導流堤は通行できないということか。

**【事務局（環境省東北地方環境事務所）】**

貝採取の件については、部会でも議論となったが、まず、ルールを作成し示すことが最初の取組みであるということである。

腕章をしている環境省の監視員の役割は、鳥獣保護区内の密猟の防止や生息状況の調査等であり、貝の採取について指導できない。今後、ルールを策定した後であれば、利用ルールを守るようお願いすることは可能だと思うが、検討する段階に至っていない。

決められた場所が、歩行ルートを示した赤線だけでは不足しているということは認識している。引き続き管理計画検討部会で検討していく予定である。

なお、河口部を歩行ルートから除外している理由は、ガンやシギ・チドリが飛来する所であるからである。

**【郷右近委員】**

河口部の重要性について、鈴木道男委員から補足願う。

**【鈴木道男委員】**

蒲生にコクガンが飛来するようになって半世紀程度であると思うが、コクガンが休憩場所として河口部を集中して利用していることやシギ・チドリも河口部を利用しているものが多いことから、歩行ルートから除外することとしている。

【片桐会長】

アサリ等貝類の採取についてであるが、環境省の鳥獣保護区特別保護地区に指定されている蒲生干潟の鳥類の餌となる魚貝類の採取を禁止するものがないのであれば、県で条例を制定して規制することをお願いする。

【事務局（環境省東北地方環境事務所）】

鳥獣保護区特別保護地区では、水面の埋立、木の伐採、構造物を築造等を規制しており、貝の採取については、規制対象となっていない。

【菊地会長】

規制関係については、管理計画検討部会でとりまとめのうえ報告願いたい。

【片桐委員】

規制関係について部会で検討するよりも、取り急ぎ、国でだめなら県で条例を制定してほしいということである。

【菊地会長】

完全に禁止することの是非について、以前に意見が出ていたので、その辺の検討が必要だということである。

【片桐委員】

私が子供の頃に比べると生物はかなり少なくなっていると感じているので、早急に対策をするべきであると感じている。

【竹丸委員】

貝類の採取については、県で条例を制定することも含めて法律で規制することはできないということであった。そういう状況のなかで、生物を守るためにどのようにするのかを考えることが必要であると思う。

【伊藤委員】

管理計画検討部会では、すでに条例等関係法令での規制内容から検討しており、部会としては、その検討を踏まえて、条例等関係法令での規制よりは、まず、ルールという形で取り組むこととして提案している。

【菊地会長】

現状では条例等関係法令で規制することは難しいということである。

**【平吹委員】**

このルールはまだ検討段階のものであり、ルールづくりが困難な作業であることも理解した。その上で、環境教育で干潟を調べる活動に取り組む際、実施可能な場所がどこになるのか、またどのような観察・採取なら許されるかというあたりを知っておきたい。

また、私自身は片桐委員の意見のとおり、蒲生干潟のなかでは生物を採取すべきではないし、極力水際にも近寄らないほうがよいと考えている。一方、干潟に触れ、調べるための場所として、例えば、七北田川流路沿いの干潟を利用可能な箇所とする方法もあると思う。

**【鈴木道男委員】**

実効性のある対策として提案するが、協議会名の腕章を作成し、本協議会に参加している蒲生を守る会や雁を保護する会等保護活動に取り組んでいる団体やサーファーの代表者の協力を得て、ルールを守っていない利用者に対して注意すると効果があると思う。腕章さえ作成すれば、すぐにでも対応が可能であると思うので、どこかで作成することをお願いしたい。

**【事務局（自然保護課）】**

腕章の作成については、現在予算化されていないので、約束はできないが、対応については検討したい。

**【郷右近委員】**

利用ルールを作成してお願いするためには、目的と理由についてよく認識する必要があると思う。

**【事務局（環境省東北地方環境事務所）】**

管理計画検討部会では説明したが、観察会や調査等を実施するに当たっては、実施者、目的、内容等を表示することによって、ただの貝類の採取と区別することを考えている。

**【菊地会長】**

今回の意見を踏まえて、引き続き管理計画検討部会で利用ルールについて検討願う。

**(3) 第7回自然再生施設検討部会の開催結果について**

**【施設検討部会（上原部会長） 運営事務局（自然保護課）】**

資料-4、資料-5 により説明。

**【平山委員】**

現在施工中の導流堤海側の越波防止堤であるが、吸出防止材の腐食が懸念されるので、空積みではなく練積みにしたほうが、波浪に対する耐久性を向上できると思うが、構造の

考え方はどのようになっているのか。

**【事務局（自然保護課）】**

計算上波力に対して動かない重量の石材を被覆石として使用している。さらに、被覆石が載っている盛土が水の流れにより流出しないように、吸出防止材を使用しているところであり、吸出防止材の耐久性は十分なものを使用しており、継ぎ目についても規格値以上の重ね巾を確保するよう施工している。

(4) 越波防止堤（潟奥海側）について

**【施設検討部会事務局（自然保護課）】** 資料-6により説明。

**【平山委員】**

砂浜の凹凸が激しいので、海浜を安定させ、海浜植物を繁茂させるため、期間は10年程度かかるが、経済的な堆砂垣、静砂垣を整備するのがよいと思う。

蒲生干潟の環境は、下水道の普及、森林の減少等様々な要因によって、塩分濃度、干潟面積、水深、生物、地形の変化が生じていると感じている。

#### 4 報告事項

七北田川河口部（蒲生地区）環境調査について

**【仙台土木事務所】** 資料-7により説明。

**【平山委員】**

パラペットに掛けているネットを土のうで再度押さえるように対応してほしい。また、通行人が何をしているのかわからないので、目的等を表示してほしい。

**【仙台土木事務所】**

現在暫定で設置しているものは、カニの産卵時期だけ必要なものであり、今の時期は不要なものであるが、今後プレート等を作成し対応したい。

#### 5 その他

**【菊地会長】**

その他として日本野鳥の会の竹丸委員から実施した調査について情報提供していただけたということである。

**【竹丸委員】**

蒲生で昨年実施した標識調査について報告したい。8月23日から12月16日の間で31

種類 380 羽の標識放鳥を行なった。

シギ・チドリは 30 羽であり、そのうちキアシシギが一番多く 26 羽であった。

蒲生地区で珍しい種類としてクイナ、ミソサザイ、ノゴマ、ルリビタキ、コジュリン、クロジの 6 種類が確認された。

また、蒲生以外で放鳥され回収されたものとして、5 年前の茨城県水海道市、3 年前の鳥取県米子市、2 年前の蕪栗沼と鳥の海で放鳥されたオオジュリンが回収された。また、1 年前に青森県で放鳥されたコジュリンが回収された。

調査の結果は、このような小鳥たちが、移動してきて蒲生干潟を利用していることがわかった。

#### 【菊地会長】

来年度の蒲生干潟自然再生協議会と各検討部会の予定について事務局から説明願う。

#### 【事務局（自然保護課）】

全体の協議会については、今年度と同様のスケジュールで秋と年度末に開催し、各部会からの報告に基づいて議論することを考えている。

自然再生施設検討部会については、モニタリングの実施とその結果の検討を行い今後の施設整備について年度後半に 1 回開催したいと考えている。

自然再生施設整備については、潟奥海側越波防止堤の整備、導流堤水門の牡蠣殻撤去、施設整備のモニタリングを実施する予定である。

#### 【事務局（環境省東北地方環境事務所）】

管理計画検討部会については、今回の協議会での意見を基に利用ルールについて検討し、年度内計画策定を目標に 2 回開催する予定である。

#### 【事務局（仙台市）】

環境教育・市民参加検討部会については、今年度と同様に 2 から 3 回程度開催する予定であり、次回の協議会で中間報告し、年度末の協議会までに計画案を策定したいと考えている。なお、策定する計画案は、現在既に活動しているものを基本にベースとなるものであり、進行管理をしながら随時見直しすることを考えている。

#### 【菊地会長】

前回協議会時に時間が十分取れなかった乗馬クラブ跡地について、議論したいと思う。

前回の協議会での発言を整理すると、日下委員から乗馬クラブ跡地について、協議会の目的に合う利用や地元町内会が地域の防災やコミュニティのために利用することで協議会が受け入れに合意するのであれば、土地所有者が寄付してもよいという話があり、事務局から当該土地は、アクセス道路が私道しかなく不特定多数が利用する施設を検討する状況ではなく、その状況は当分変わらないことが想定されることから、現段階で協議会の事業として当該土地の利活用を考えるのは適当ではないと発言があった。また、全体構想に記載のある観察施設等については、当該土地でなくてもよく、土地の利用のめどが全く立っ

ていない状況で行政が土地だけ先行取得することは考えられないという発言もあった。片桐委員からは、当該土地を町内会のために活用する考えはまったく持っていないとの発言もあった。鈴木孝男委員からは、一般市民の環境教育に活用できるビジターセンター等に活用することもあるので、協議会で整備するのが難しいのであれば、県や市に要望するという方法もあるのではないかという発言があったところである。

この件に関して、引き続き意見があればお願いしたい。

**【片桐委員】**

日和山までの私道は、拡張して市道となることはないということを以前から聞いている。

**【菊地会長】**

利活用施設の整備について明確に決まっていななかで、議論はできないので、今後の状況が変わった段階で必要に応じて協議会で議論することしたい。

## **6 閉会**

**【田中副会長】**

予定した時間を超過しましたが、活発な意見をいただきありがとうございました。今回は、ハード面だけではなくソフト面である環境教育や管理計画に関する事項があり、この協議会が本格的な段階に進んできていると実感している。様々な内容があるので、議論を収束することが難しいという部分もあるが、協議会のなかでそれぞれの立場の人から意見をもらいながら合意にいたることが望ましいことであると考えている。今後も様々な課題があると思うが各委員それぞれの立場から蒲生干潟の自然再生に望ましい方向性を出していただけるようお願いしたいと思う。